

# 宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年宝塚市規則第2号）第15条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (指定事業者の指定)

第2条 市長は、第1号事業を行う者の申請があった場合において、申請者が次条に規定する指定の基準に従って適正に当該第1号事業を行うことができると認められるときは、法第115条の45の5の規定に基づき、当該申請者に対し指定事業者の指定を行うものとする。

## (指定の基準)

第3条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定により市が定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 指定介護予防訪問型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 別記1に定める基準
- (2) 指定訪問型サービスA事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 別記2に定める基準
- (3) 指定介護予防通所型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 別記3に定める基準
- (4) 指定通所型サービスA事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 別記4に定める基準

## (指定の取消し等の通知)

第4条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止するときは、書面により、当該指定事業者に通知するものとする。

## (指定事業者の請求)

第5条 指定事業者による法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の請求は、当該第1号事業支給費の審査及び支払に関する事務を法第115条の45の3第6項の規定により市が委託した国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）に対し行うものとする。

- 2 前項の請求は、当該請求に係る第1号事業のサービスを提供した月の翌月の10日までに行わなければならぬ。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、第1号事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年9月30日時点で、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第78号）附則第2項に規定する措置の適用を現に受けている者であつて、この要綱に基づくサービス提供責任者の業務に従事しているものについては、平成31年3月31日までの間は、引き続き当該サービス提供責任者の業務に従事することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、別記1第28条の2、第28条の3、34条の2の規定及び別記2第28条の2、第28条の3、34条の2の規定及び別記3第25条第5項、第25条の2、第25条の3及び第33条の2の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別記1第29条第3項、別記2第29条第3項及び別記3第28条第3項の規定は令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## **別記1 指定介護予防訪問型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**

### **第1章 総則**

#### **(趣旨)**

**第1条** この基準は、省令第140条の63の6の規定に基づき、指定介護予防訪問型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

#### **(定義)**

**第2条** この基準において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例によるものほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) **介護予防訪問型サービス事業** 省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「介護予防訪問型サービス」という。）を提供する事業をいう。
- (2) **指定介護予防訪問型サービス事業者** 法第115条の45の3第1項の規定により指定介護予防訪問型サービス事業を行う指定事業者をいう。
- (3) **指定訪問介護事業者** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護の事業を行う者をいう。
- (4) **常勤換算方法** 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (5) **介護予防サービス計画等** 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業により利用者ごとに作成される計画をいう。
- (6) **第1号事業費用基準額** 第1号事業支給費基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（当該額が現に第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。
- (7) **利用料** 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (8) **事業対象者** 省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者

#### **(介護予防訪問型サービス事業の一般原則)**

**第3条** 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第1号事業を実施する者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問型サービス事業者は、法人（暴力団及びその役員等（代表役員等、一般役員等又は

経営に事実上参加している者をいう。) のうちに暴力団員のあるものを除く。) でなければならない。

## 第2章 基本方針

第4条 介護予防訪問型サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第3章 人員に関する基準

### (訪問介護員等の員数)

第5条 指定介護予防訪問型サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問型サービス事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定介護予防訪問型サービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### (管理者)

第6条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 第4章 設備に関する基準

第7条 指定介護予防訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第5章 運営に関する基準

### (内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

#### (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第43条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものを作成する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 5 指定介護予防訪問型サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

#### (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問型サービス事業者が使用するもの

## (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

### (提供拒否の禁止)

第9条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問型サービスの提供を拒んではならない。

### (サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適當な他の指定介護予防訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

### (受給資格等の確認)

第11条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（事業対象者にあっては、被保険者資格及び省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

### (要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定の判定を受けていない利用申込者（省令第140条の62の4第2号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請又は事業対象者の判定が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定又は事業対象者の資格の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

### (心身の状況等の把握)

第13条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスを提供した際には、当該指定介護予防訪問型サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問型サービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる介護予防訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問型サービスに係る第1号事業支給費基準額から当該指定介護予防訪問型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない介護予防訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問型サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第20条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する

指定介護予防訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第23条 指定介護予防訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の従業者にこの基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 指定介護予防訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - (3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、介護予防訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者的心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
  - (4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。
  - (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
  - (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
  - (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第24条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項  
(介護等の総合的な提供)

第25条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。  
(勤務体制の確保等)

第26条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問型サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問型サービスを提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第28条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定介護予防訪問型サービス事業実施者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第29条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 指定介護予防訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、当該指定介護予防訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得おかなければならぬ。

(広告)

第31条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問型サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第34条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（省令第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。以下同じ。）に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（地域との連携等）

第35条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第36条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第37条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第38条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問型サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第39条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第41条第2号に規定する介護予防訪問型サービス計画
- (2) 第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第21条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

### (指定介護予防訪問型サービスの基本取扱方針)

第40条 指定介護予防訪問型サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問型サービス事業者は、指定介護予防訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

### (指定介護予防訪問型サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問型サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とした利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、介護予防訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問型サービス計画の変更について準用する。

（指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっての留意点）

第42条 指定介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ）において把握された課題、指定介護予防訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定介護予防訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

## 第7章 雜則

第43条 指定介護予防訪問型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

## 別記2 指定訪問型サービスA事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この基準は、省令第140条の63の6の規定に基づき、指定訪問型サービスA事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例によるものほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービスA事業 省令第140条の63の6第2号の規定による旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和した基準に基づき、対象者の居宅において、主に、被用者である労働者から提供される旧介護予防訪問介護に相当するサービス（身体介護を除く。以下「訪問型サービスA」という。）を提供する事業をいう。
- (2) 指定訪問型サービスA事業者 法第115条の45の3第1項の規定により指定訪問型サービスA事業を行う指定事業者をいう。
- (3) 介護予防訪問型サービス事業 省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「介護予防訪問型サービス」という。）を提供する事業をいう。
- (4) 指定訪問介護事業者 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護の事業を行う者をいう。
- (5) 指定介護予防訪問型サービス事業者 法第115条の45の3第1項の規定により指定介護予防訪問型サービス事業を行う指定事業者をいう。
- (6) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (7) 介護予防サービス計画等 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業により利用者ごとに作成される計画をいう。
- (8) 第1号事業支給費基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（当該額が現に第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。
- (9) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (10) 事業対象者 省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者

#### (指定訪問型サービスA事業の一般原則)

第3条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第1号事業を実施する者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 指定訪問型サービスA事業者者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定訪問型サービスA事業者は、法人（暴力団及びその役員等（代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者をいう。）のうちに暴力団員のあるものを除く。）でなければならない。

## 第2章 基本方針

第4条 指定訪問型サービスA事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯、調理その他の日常生活の援助（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第3章 人員に関する基準

### （従事者の配置の基準）

第5条 指定訪問型サービスA事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（指定訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者若しくは市長が実施する訪問型サービスA事業に従事する者を養成するための研修の修了者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、サービス提供責任者（当該指定訪問型サービスA事業所において一体的に運営される指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業に従事するサービス提供責任者が兼務する場合にあっては、当該サービス提供責任者。以下同じ。）又は訪問事業責任者（以下「サービス提供責任者等」という。）を置かなければならない。
- 3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、その員数は、利用者（当該指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問型サービスA、指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができるものとし、その員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 4 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 5 第2項の訪問事業責任者は、この基準による職務を遂行するにふさわしい能力、資格等を有する者をもって充てるものとし、その員数は、利用者の数に応じて必要と認められる数とする。この場合において、当該訪問事業責任者は、指定訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービ

ス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型サービスA事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問型サービスA事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。

- 7 指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は別記1指定介護予防訪問型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 兵庫県及び兵庫県に所在する市町が省令第140条の6第2号の規定による旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和した基準に基づき訪問型サービスAと同等のサービスを提供する者を養成するため実施する研修で市長が適当と認めるものの修了者は、第1項の規定による訪問型サービスA事業に従事する者を養成するための研修の修了者とみなす。

#### (管理者)

第6条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第4章 設備に関する基準

第7条 指定訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は別記1指定介護予防訪問型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第7条に規定する設備に関する基準を満たすことによって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第5章 運営に関する基準

#### (内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

#### (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電

子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第43条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問型サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問型サービスA事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問型サービスA事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第9条 指定訪問型サービスA事業者は、正当な理由なく指定訪問型サービスAの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第11条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（事業対象者にあっては、被保険者資格及び省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめるものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会

意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問型サービスAを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定を受けている利用申込者（省令第140条の62の4第2号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 指定訪問型サービスA事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAのサービスを提供した際には、当該訪問型サービスAのサービスの提供日及び内容、当該指定訪問型サービスAのサービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAのサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適

切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 指定訪問型サービスA事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業支給費基準額から当該指定訪問型サービスA事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問型サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第20条 指定訪問型サービスA事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22条 従事者は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者等の責務)

第23条 指定訪問型サービスA事業所の管理者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従事者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業所の管理者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従事者にこの基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者等（第5条第2項に規定するサービス提供責任者又は訪問事業責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - (3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、訪問型サービスAの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
  - (4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。

- (5) 従事者（サービス提供責任者等を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 従事者の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 従事者に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第24条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要な事項

（生活援助の総合的な提供）

第25条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの事業の運営に当たっては、掃除、洗濯、調理その他の日常生活の援助（身体介護を除く。以下この条において「生活援助」という。）を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第26条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスAを提供できるよう、指定訪問型サービスA事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、当該指定訪問型サービスA事業所の従事者によって訪問型サービスAを提供しなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定訪問型サービスA事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第27条 指定訪問型サービスA事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第28条 指定訪問型サービスA事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定訪問型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定訪問型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定訪問型サービスA事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第29条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下の条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、重要な事項を記載した書面を当該指定訪問型サービスA事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。  
(秘密保持等)

第30条 指定訪問型サービスA事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第31条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防支援事業者等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 指定訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じな

ければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。
- 4 指定訪問型サービスA事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第34条 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（省令第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。以下同じ。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域との連携等)

第35条 指定訪問型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問型サービスAのサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第37条 指定訪問型サービスA事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問型サービスA事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問型サービスA事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問型サービスA事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定訪問型サービスA事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第41条第2号に規定する訪問型サービスA計画
- (2) 第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第21条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービスA事業の基本取扱方針)

第40条 訪問型サービスA事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、自らその提供する訪問型サービスAのサービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAのサービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して訪問型サービスAのサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAのサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスA事業の具体的取扱方針)

第41条 従事者の行う訪問型サービスAの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者等は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。ただし、サービス提供責任者等は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合であって、訪問型サービスAの提供に支障がないときは、これを作成しないことができる。
- (3) 訪問型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内

容に沿って作成しなければならない。

- (4) サービス提供責任者等は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者等は、訪問型サービスA計画を作成した際には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防サービス計画等及び訪問型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者等は、訪問型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者等は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA計画の作成又は変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。

#### （訪問型サービスAの提供に当たっての留意点）

第42条 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

#### 第7章 雜則

第43条 指定訪問型サービスA事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項

において「交付等」という。) のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

### **別記3 指定介護予防通所型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**

#### **第1章 総則**

##### **(趣旨)**

**第1条** この基準は、省令第140条の63の6の規定に基づき、指定介護予防通所型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

##### **(定義)**

**第2条** この基準において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例によるものほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防通所型サービス事業 省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービス（以下「介護予防通所型サービス」という。）を提供する事業をいう。
- (2) 指定介護予防通所型サービス事業者 法第115条の45の3第1項に規定する介護予防通所型サービス事業を行う指定事業者をいう。
- (3) 指定通所介護事業者 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護の事業を行う者をいう。
- (4) 指定地域密着型通所介護事業者 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者をいう。
- (5) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (6) 介護予防サービス計画等 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業により利用者ごとに作成される計画をいう。
- (7) 第1号事業支給費基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（当該額が現に第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。
- (8) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (9) 事業対象者 省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者

##### **(介護予防通所型サービス事業の一般原則)**

**第3条** 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第1号事業を実施する者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めな

ければならない。

- 5 指定介護予防通所型サービス事業者は、法人（暴力団及びその役員等（代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者をいう。）のうちに暴力団員のあるものを除く。）でなければならない。

## 第2章 基本方針

- 第4条 指定介護予防通所型サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第5条 指定介護予防通所型サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所型サービスの提供日ごとに、指定介護予防通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定介護予防通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定介護予防通所型サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所型サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条、次条、及び第18条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 指定介護予防通所型サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所型サービス事業所において同時に指定介護予防通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所型サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所型サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

- 5 前各項の指定介護予防通所型サービスの単位は、指定介護予防通所型サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### 第4章 設備に関する基準

第7条 指定介護予防通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所型サービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所型サービス事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

- 5 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみな

すことができる。

## 第5章 運営に関する基準

### (内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する運営規程の概要、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防通所型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

#### (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防通所型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防通所型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防通所型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第42条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防通所型サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防通所型サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防通所型サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただ

し、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定介護予防通所型サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防通所型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適當な他の指定介護予防通所型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（事業対象者にあっては、被保険者資格及び省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめるものとする。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防通所型サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者（省令第140条の62の4第2号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスの提供の終了に際しては、利用

者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等に沿った指定介護予防通所型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスを提供した際には、当該指定介護予防通所型サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防通所型サービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第18条 指定介護予防通所型サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる指定介護予防通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所型サービスに係る第1号事業支給費基準額から当該指定介護予防通所型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない指定介護予防通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所型サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービスを受けている利用者が次の

各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第20条 指定介護予防通所型サービス事業所の従業者は、現に指定介護予防通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第21条 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者にこの基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第22条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所型サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第23条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所型サービスを提供できるよう、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者によって介護予防通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所型サービス事業者は、全ての指定介護予防通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類

する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防通所型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条 指定介護予防通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第25条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所型サービスの提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第26条 指定介護予防通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第27条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 当該指定介護予防通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所型サービス事業所において、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第28条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示し

なければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防通所型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 指定介護予防通所型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得おかなければならない。

(広告)

第30条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第31条 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 指定介護予防通所型サービス事業者は、提供した指定介護予防通所型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、提供した指定介護予防通所型サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所型サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携)

第33条 指定介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所型サービス事業者は、第7条第4項の指定介護予防通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第35条 指定介護予防通所型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 指定介護予防通所型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 指定介護予防通所型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定介護予防通所型サービス事業所において、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第36条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所型サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 指定介護予防通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第39条第2号に規定する介護予防通所型サービス計画

(2) 第17条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第39条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防通所型サービスの基本取扱方針)

第38条 介護予防通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わ  
れなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防通所型サービスの質の評価を行ふとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう  
な方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュ  
ニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切  
な働きかけに努めなければならない。

(介護予防通所型サービスの具体的取扱方針)

第39条 介護予防通所型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針  
に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービ  
ス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者  
の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及  
び希望を踏まえて、介護予防通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの  
内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所型サービス計画（以下「介護予防通所型  
サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計  
画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画の作成に当たって  
は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければなら  
ない。
- (5) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画を作成した際に  
は、当該介護予防通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護予防通所型サービス計画に基づき、利用  
者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそ  
の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体  
を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊  
急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を

もってサービスの提供を行うものとする。

- (11) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防通所型サービス計画の変更について準用する。

（介護予防通所型サービスの提供に当たっての留意点）

第40条 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。
- (3) 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第41条 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならぬ。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第7章 雜則

第42条 指定介護予防通所型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

## 別記4 指定通所型サービスA事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この基準は、省令第140条の63の6の規定に基づき、指定通所型サービスA事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例によるものほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 通所型サービスA事業 省令第140条の63の6 第2号の規定による旧介護予防通所介護に係る基準を緩和した基準に基づき、事業所において、主に、被用者である労働者から提供される旧介護予防通所介護に相当するサービス（身体介護を除く。以下「通所型サービスA」という。）を提供する事業をいう。
- (2) 指定通所型サービスA事業者 法第115条の45の3第1項の規定により指定通所型サービスA事業を行う指定事業者をいう。
- (3) 介護予防通所型サービス事業 省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービス（以下「介護予防通所型サービス」という。）を提供する事業をいう。
- (4) 指定通所介護事業者 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護の事業を行う者をいう。
- (5) 指定地域密着型通所介護事業者 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者をいう。
- (6) 指定介護予防通所型サービス事業者 法第115条の45の3第1項の規定により指定介護予防通所型サービス事業を行う指定事業者をいう。
- (7) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (8) 介護予防サービス計画等 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業により利用者ごとに作成される計画をいう。
- (9) 第1号事業支給費基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（当該額が現に第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。
- (10) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (11) 事業対象者 省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者をいう。

#### (通所型サービスA事業の一般原則)

第3条 指定通所型サービスA事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業を運営するに当たっては、地域との結び付き

を重視し、市町村、他の第1号事業を実施する者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 指定通所型サービスA事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定通所型サービスA事業者は、法人（暴力団及びその役員等（代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加している者をいう。）のうちに暴力団員のあるものを除く。）でなければならない。

## 第2章 基本方針

第4条 指定通所型サービスA事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第3章 人員に関する基準

### （従業者の員数）

第5条 指定通所型サービスA事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定通所型サービスAの単位ごとに、専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 介護職員 指定通所型サービスAの単位ごとに、当該指定通所型サービスAを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、指定通所型サービスA事業者は、第20条に規定する緊急時の対応に支障がないと認めるときは、看護職員を配置しないことができる。
- 3 指定通所型サービスA事業所の利用定員（当該指定通所型サービスA事業所において同時に指定通所型サービスAの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所型サービスAの単位ごとに、当該指定通所型サービスAを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの単位ごとに、第1項第2号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所型サービスAに従事させなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型サービスAの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 6 前各項の指定通所型サービスAの単位は、指定通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 7 第1項の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定通所型サービスA事業者が、指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスA事業と指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで若しくは指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで又は別記3指定介護予防通所型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (管理者)

第6条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 管理者は、介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者若しくは看護職員でなければならない。ただし、前条第8項に規定する場合はこの限りでない。

#### 第4章 設備に関する基準

第7条 指定通所型サービスA事業所は、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所型サービスAの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練室 利用者に対し機能訓練を行うのに適した形状で、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所型サービスA事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定通所型サービスA事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所型サービスA以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所型サービスA事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

5 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスA事業と指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで若しくは指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで又は別記3指定介護予防通所型サービス事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第7条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第5章 運営に関する基準

##### (内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する運営規程の概要、指定通所型サービスA事業所の従業者の

勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定通所型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定通所型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定通所型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定通所型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定通所型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第42条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したもの交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定通所型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定通所型サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1）第2項各号に規定する方法のうち指定通所型サービスA事業者が使用するもの

（2）ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定通所型サービスA事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要な事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第9条 指定通所型サービスA事業者は、正当な理由なく指定通所型サービスAの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 指定通所型サービスA事業者は、当該指定通所型サービスA事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介

護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定通所型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第11条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（事業対象者にあっては、被保険者資格及び省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめるものとする。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所型サービスAを提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請等に係る援助）

第12条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定を受けている利用申込者（省令第140条の62の4第2号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携）

第14条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第15条 指定通所型サービスA事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等に沿った指定通所型サービスAを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第16条 指定通所型サービスA事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第17条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAを提供した際には、当該指定通所型サービスAの提供日及び内容、当該指定通所型サービスAについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第18条 指定通所型サービスA事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる指定通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型サービスAに係る第1号事業支給費基準額から当該指定通所型サービスA事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない指定通所型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型サービスAに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定通所型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

- 4 指定通所型サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定通所型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第20条 指定通所型サービスA事業所の従業者は、現に指定通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第21条 指定通所型サービスA事業所の管理者は、指定通所型サービスA事業所の従業者の管理及び指定通所型サービスAの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定通所型サービスA事業所の管理者は、当該指定通所型サービスA事業所の従業者にこの基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第22条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所型サービスAの利用定員
- (5) 指定通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第23条 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対し適切な指定通所型サービスAを提供できるよう、指定通所型サービスA事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに、当該指定通所型サービスA事業所の従業者によって通所型サービスAを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、当該指定通所型サービスA事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所型サービスA事業者は、全ての指定通所型サービスA従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定通所型サービスA事業所の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条 指定通所型サービスA事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスAの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第25条 指定通所型サービスA事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第26条 指定通所型サービスA事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第27条 指定通所型サービスA事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、当該指定通所型サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該指定通所型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定通所型サービスA事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所型サービスA事業所において、指定通所型サービスA事業所の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第28条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、指定通所型サービスA事業所の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、重要な事項を記載した書面を当該指定通所型サービスA事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定通所型サービスA事業者は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 指定通所型サービスA事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、当該指定通所型サービスA事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定通所型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第30条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第31条 指定通所型サービスA事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### (苦情処理)

第32条 指定通所型サービスA事業者は、提供した指定通所型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、提供した指定通所型サービスAに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

#### (地域との連携)

第33条 指定通所型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービスAに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所型サービスAを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サービスAの提供を行うよう努めなければならない。

#### (事故発生時の対応)

第34条 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する指定通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する指定通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、第7条第4項の指定通所型サービスA以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

#### (虐待の防止)

第35条 指定通所型サービスA事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 指定通所型サービスA事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、指定通所型サービスA事業所の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定通所型サービスA事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定通所型サービスA事業所において、指定通所型サービスA事業所の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第36条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、  
指定通所型サービスA事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 指定通所型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければ  
ならない。

2 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる  
記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第39条第2号に規定する通所型サービスA計画
- (2) 第17条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第39条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊  
急やむを得ない理由の記録
- (4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービスAの基本取扱方針)

第38条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定通所型サービスA事業者は、自らその提供する指定通所型サービスAの質の評価を行うとともに、  
主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、  
当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営  
むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たら  
なければならない。

4 指定通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法  
によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーション  
を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに  
努めなければならない。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

第39条 通所型サービスAの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づ  
き、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者  
会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を  
踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス  
の提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画（以下「通所型サービスA計画」という。）を作

成するものとする。

- (3) 通所型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画を作成した際には、当該通所型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、通所型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する通所型サービスA計画の変更について準用する。  
(通所型サービスAの提供に当たっての留意点)

第40条 通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定通所型サービスA事業者は、機能訓練サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。
- (3) 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。  
(安全管理体制等の確保)

第41条 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 第7章 雜則

第42条 指定通所型サービスA事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定通所型サービスA事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。